

令和 8 年度 市内事業者等による子ども・子育て政策研究業務 募集要項

1 業務名 令和 8 年度 市内事業者等による子ども・子育て政策研究業務

2 業務目的

奄美市では、令和 5 年度に策定した「未来の奄美市づくり計画（以下：未来計画）」において、みんなの取組むべき方向性として「子育ての“困った”をなくそう」を掲げています。

そのため、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、新たに子育て支援サービスに取り組みたい民間事業者等の支援や、SNS を活用した子育て政策の情報発信を行い、親子のお出かけ先づくりや子育て支援の認知度向上に努めてきたところです。

今後も子育て支援を充実させていくには、そのサービスを提供するための人材が必要ですが、本市の行政のみではその全てを担うことは難しく、行政とともにサービス提供の担い手となっただけの民間事業者等との連携が不可欠であると考えております。

また、多様化する市民ニーズにきめ細やかに対応するためには、本市においても、国等が展開する補助制度の活用も求められているところです。

そこで、本業務では、民間事業者等と連携して実施する子育て支援について、以下 2 つの公募テーマを基に、本市における子育て支援施策の実現可能性を高める、または将来的な活用が期待される研究に取り組んでいただける方を募集します。

3 公募テーマ

【テーマの種類】

① 課題研究「地域子育て支援拠点に関する研究」(以下、「課題研究」という)

研究費（委託費）上限額：400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

< 公募内容 >

地域子育て支援拠点（参考資料 1）につきましては、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する役割を担っています。

多くの地域子育て支援拠点では、民間事業者等による創意工夫やスキルを活かした柔軟な運用が図られているところです。

また、現在、本市における地域子育て支援拠点は港町児童センターの市街地地区 1 か所のみであり、今後は市街地地区以外における支援拠点の展開について検討を進める必要があると考えております。

このことから、本事業では、民間事業者等が運営する地域子育て支援拠点の先進事例について調査研究を行い、地域子育て支援拠点に求められる機能や役割、効果的な運営手法等について知見を深め、本市における今後の地域子育て支援拠点の充実に資する研究に取り組む方を募集します。

< 具体的な研究内容（案） >

- ・ 奄美市における地域子育て支援拠点へのニーズ把握。
- ・ 地域子育て支援拠点の機能と役割や運営手法について。

- ・先進地での取り組み事例について。
- ・奄美市内において新たな地域子育て支援拠点を展開するための場の検討について。
- ・その他、本市内での地域子育て支援拠点の充実に活用できること。

② 提案研究「今後の本市子育て支援の充実に資する研究」(以下、「提案研究」という)
研究費(委託費) 上限額：200,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

<公募内容>

今後の本市の子育て支援の充実にあたっては、多様化する子育て世代のニーズに対応するため、行政のみならず、民間事業者等の創意工夫やスキルを活かした支援を推進していくことが求められています。

また、民間事業者等と連携して実施する子育て支援事業については、行政が連携・支援することで、継続的かつ安定的なサービス提供が可能となり、安心して子育てができる環境の充実につながることが期待されます。

そのためには、国の補助制度等を活用しながら、持続可能な事業の在り方を構築していくことも重要です。

このことから本事業では、現在、本市にはない子育て支援策を対象とし、他自治体等での先進的な取り組みから本市における実現可能性や官民連携の手法について調査研究する方を募集します。

<提案内容の例>

- ・子育て世代の孤立解消につながる取組に関すること。
- ・親子の居場所づくりや遊び場の充実にに関すること。
- ・妊娠期から子育て期までの母子支援の充実にに関すること。
- ・子育て支援事業の担い手育成や団体の法人化に関すること。
- ・その他、本市の子育て支援の充実に資すること。

※提案内容に応じて、調査・研究期間内にニーズ把握を行うこと。

4 研究における必須事項(課題研究・提案研究共通)

研究においては、以下のいずれかを必ず実施した上で、調査研究レポートを作成すること。

- ① 先進地の視察及び関係者への聞き取り調査等
- ② 講師招聘による研究の充実に資する勉強会等

5 対象となる経費(課題研究・提案研究共通)

- ・研究にかかる人件費(時間単位とする)
- ・先進事例の収集に要する図書購入費等
- ・先進地視察に要する旅費
- ・講師招聘による旅費・謝金
- ・データ分析等に係る委託費
- ・本市子育て世代への子育て支援ニーズ調査に要する委託費・謝金等

・その他調査に必要と認められる経費

※資格等の取得を目的とした研修への参加は対象外とする。

※備品購入費は対象外とする。

4 業務内容：別紙「仕様書」のとおり

5 履行期限：契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

6 履行場所：奄美市内

7 応募資格

- (1) 奄美市に所在する民間企業・団体・個人。
- (2) 提案提出時点において法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。また、本市の市税等を滞納していないこと。
- (3) 共同提案も可能とするが、その場合は構成員いずれもが上記2点を満たしていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

8 実施スケジュール

	項 目	期日等	備 考
(1)	募集開始	令和 8 年 7 月 14 日 (火)	
(2)	質問書提出期限	令和 8 年 7 月 21 日 (火)	17 : 00 まで
(3)	質問への回答	令和 8 年 7 月 24 日 (金) までに回答	
(4)	研究提案書提出期限	令和 8 年 8 月 14 日 (金)	17 : 00 まで
(5)	審査	令和 8 年 8 月中～下旬	面接あり
(6)	結果通知・結果公表	令和 8 年 9 月上旬	

※提案内容に対する問い合わせ等により、審査から結果通知まで、上記期日より時間を要することがあります。

9 質問

本事業に関する質問は、以下のとおり行うこと。

<提出書類>

(1) 質問書 (様式 1)

<提出方法>

電子メール (電話及び窓口での質問は受け付けない)

送付先メールアドレス : wpm@city.amami.lg.jp

<提出期限>

令和 8 年 7 月 21 日 (火) 17 : 00 メール必着とする。

<質問への回答>

令和 8 年 7 月 24 日 (金) 17 : 00 までに市ホームページにて公開する。

10 応募書類

<提出書類>

(1) 研究提案書 (様式 2)

(2) 事業計画書 (様式 3)

- ・公募テーマの選択 (課題研究又は提案研究)
- ・応募者の考える本市の子育て支援の課題
- ・課題解決のために研究する先進地や先進事例
- ・研究方法 (視察・講師招聘・データ分析等)

(3) 事業スケジュール (様式 4)

(4) 業務実施体制図 (様式 5)

(5) 提案者の概要 (様式 6)

(6) 納税証明書

法人の場合は、法人及び代表者の証明書を添付すること。団体の場合は、代表者の納税証明書を添付すること。なお、納税証明書の添付はコピーおよび写真でも可とする。

(7) 活動実績書 (様式 7)

応募者のこれまでの子育て支援活動の実績が分かる資料。公式サイトや SNS アカウント

の提示でも可とする。

(8)見積書（様式8）

金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。積算根拠（例：人件費単価等）を具体的に示す内訳書を作成すること。

※「7 研究費（委託費）上限額」に示す額を超える金額の場合は欠格とする。

<提出方法>

電子メール（郵送及び持参は受け付けない）

送付先メールアドレス：wpm@city.amami.lg.jp

<メール送信時の留意事項>

- ・メールタイトルは「【調査業務】_研究提案書の提出について_応募者名」とすること。
- ・メールはHTML形式とする。
- ・メールは1回あたり5MBまでとする。提出データの容量が大きくなる場合は、メールを複数回に分けて送ることも可とする。ただし、その場合は何回に分けて送信するかを明確にするため、メールタイトルの頭に「○回目／△回」といった表記を加えること。

<提出するデータについて>

- ・提出はPDFデータにて提出することとし、ファイル名は「【調査業務】（書類の種類）_応募者名」とすること。
例）【調査業務】研究提案書_応募者名
- ・zipファイルは使用しないこと。

<提出期限>

令和8年8月14日（金） 17:00 メール必着とする。

※研究提案書のメール提出確認後30分以内に、事務局から着信確認メールの返信を行う。

※ファイルサイズの超過やセキュリティ等の関係から、着信時にファイルが添付されないことがあっても、事務局は一切の責を負わない。

※着信確認や添付ファイル不備等によるメールの再送にかかる時間も、提出期限内に含める。

※研究提案書の提出を行う場合は、締切時間までに余裕を持った提出を推奨する。

<提出に係る留意事項>

- ・研究提案書提出期限後の申し込みは一切受け付けない。

<提出書類作成の留意事項>

- ・提出された書類の修正又は変更は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。

11 評価基準・評価方法等

<評価基準>

評価項目及び評価の視点については別紙「評価基準表」のとおりとする。

<審査の方法>

(1) 審査の方法

審査は書類審査及び面接とする。応募者が1者のみの場合においても審査を行う。

なお、提案資料や評点については公開しない。

また、審査のため、応募者に問い合わせ等を行うことがある。

(2) 審査結果

最審査結果については、全参加者に対して文書で通知する。

なお、最終選考の結果（採択者）については、奄美市ホームページにて公表する。

12 その他

(1) 提案に関する必要経費は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、応募者に無断で本件以外に使用しない。

(3) 審査において、提案された研究費以下の金額での採択となることがある。

13 提出先及び事務局

本事業に関する書類等の提出先及び事務局は以下のとおり。

奄美市保健福祉部重点政策推進監

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

担当：中田（なかだ）

メール wpm@city.amami.lg.jp

以上

令和 8 年度 市内事業者等による子ども・子育て政策研究業務 募集要項

1 業務名 令和 8 年度 市内事業者等による子ども・子育て政策研究業務

2 業務目的

奄美市では、令和 5 年度に策定した「未来の奄美市づくり計画（以下：未来計画）」において、みんなの取組むべき方向性として「子育ての“困った”をなくそう」を掲げています。

そのため、「奄美市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、新たに子育て支援サービスに取り組みたい民間事業者等の支援や、SNS を活用した子育て政策の情報発信を行い、親子のお出かけ先づくりや子育て支援の認知度向上に努めてきたところです。

今後も子育て支援を充実させていくには、そのサービスを提供するための人材が必要ですが、本市の行政のみではその全てを担うことは難しく、行政とともにサービス提供の担い手となっただけの民間事業者等との連携が不可欠であると考えております。

また、多様化する市民ニーズにきめ細やかに対応するためには、本市においても、国等が展開する補助制度の活用も求められているところです。

そこで、本業務では、民間事業者等と連携して実施する子育て支援について、以下 2 つの公募テーマを基に、本市における子育て支援施策の実現可能性を高める、または将来的な活用が期待される研究に取り組んでいただける方を募集します。

3 公募テーマ

【テーマの種類】

① 課題研究「地域子育て支援拠点に関する研究」（以下、「課題研究」という）

研究費（委託費）上限額：400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

< 公募内容 >

地域子育て支援拠点（参考資料 1）につきましては、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する役割を担っています。

多くの地域子育て支援拠点では、民間事業者等による創意工夫やスキルを活かした柔軟な運用が図られているところです。

また、現在、本市における地域子育て支援拠点は港町児童センターの市街地地区 1 か所のみであり、今後は市街地地区以外における支援拠点の展開について検討を進める必要があると考えております。

このことから、本事業では、民間事業者等が運営する地域子育て支援拠点の先進事例について調査研究を行い、地域子育て支援拠点に求められる機能や役割、効果的な運営手法等について知見を深め、本市における今後の地域子育て支援拠点の充実に資する研究に取り組む方を募集します。

< 具体的な研究内容（案） >

- ・ 奄美市における地域子育て支援拠点へのニーズ把握。
- ・ 地域子育て支援拠点の機能と役割や運営手法について。

- ・先進地での取り組み事例について。
- ・奄美市内において新たな地域子育て支援拠点を展開するための場の検討について。
- ・その他、本市内での地域子育て支援拠点の充実に活用できること。

② 提案研究「今後の本市子育て支援の充実に資する研究」(以下、「提案研究」という)
研究費(委託費) 上限額：200,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

<公募内容>

今後の本市の子育て支援の充実にあたっては、多様化する子育て世代のニーズに対応するため、行政のみならず、民間事業者等の創意工夫やスキルを活かした支援を推進していくことが求められています。

また、民間事業者等と連携して実施する子育て支援事業については、行政が連携・支援することで、継続的かつ安定的なサービス提供が可能となり、安心して子育てができる環境の充実につながることが期待されます。

そのためには、国の補助制度等を活用しながら、持続可能な事業の在り方を構築していくことも重要です。

このことから本事業では、現在、本市にはない子育て支援策を対象とし、他自治体等での先進的な取り組みから本市における実現可能性や官民連携の手法について調査研究する方を募集します。

<提案内容の例>

- ・子育て世代の孤立解消につながる取組に関すること。
- ・親子の居場所づくりや遊び場の充実にに関すること。
- ・妊娠期から子育て期までの母子支援の充実にに関すること。
- ・子育て支援事業の担い手育成や団体の法人化に関すること。
- ・その他、本市の子育て支援の充実に資すること。

※提案内容に応じて、調査・研究期間内にニーズ把握を行うこと。

4 研究における必須事項(課題研究・提案研究共通)

研究においては、以下のいずれかを必ず実施した上で、調査研究レポートを作成すること。

- ① 先進地の視察及び関係者への聞き取り調査等
- ② 講師招聘による研究の充実に資する勉強会等

5 対象となる経費(課題研究・提案研究共通)

- ・研究にかかる人件費(時間単位とする)
- ・先進事例の収集に要する図書購入費等
- ・先進地視察に要する旅費
- ・講師招聘による旅費・謝金
- ・データ分析等に係る委託費
- ・本市子育て世代への子育て支援ニーズ調査に要する委託費・謝金等

・その他調査に必要と認められる経費

※資格等の取得を目的とした研修への参加は対象外とする。

※備品購入費は対象外とする。

4 業務内容：別紙「仕様書」のとおり

5 履行期限：契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

6 履行場所：奄美市内

7 応募資格

- (1) 奄美市に所在する民間企業・団体・個人。
- (2) 提案提出時点において法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。また、本市の市税等を滞納していないこと。
- (3) 共同提案も可能とするが、その場合は構成員いずれもが上記2点を満たしていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

8 実施スケジュール

	項 目	期日等	備 考
(1)	募集開始	令和 8 年 7 月 14 日 (火)	
(2)	質問書提出期限	令和 8 年 7 月 21 日 (火)	17 : 00 まで
(3)	質問への回答	令和 8 年 7 月 24 日 (金) までに回答	
(4)	研究提案書提出期限	令和 8 年 8 月 14 日 (金)	17 : 00 まで
(5)	審査	令和 8 年 8 月中～下旬	面接あり
(6)	結果通知・結果公表	令和 8 年 9 月上旬	

※提案内容に対する問い合わせ等により、審査から結果通知まで、上記期日より時間を要することがあります。

9 質問

本事業に関する質問は、以下のとおり行うこと。

<提出書類>

(1) 質問書 (様式 1)

<提出方法>

電子メール (電話及び窓口での質問は受け付けない)

送付先メールアドレス : wpm@city.amami.lg.jp

<提出期限>

令和 8 年 7 月 21 日 (火) 17 : 00 メール必着とする。

<質問への回答>

令和 8 年 7 月 24 日 (金) 17 : 00 までに市ホームページにて公開する。

10 応募書類

<提出書類>

(1) 研究提案書 (様式 2)

(2) 事業計画書 (様式 3)

- ・公募テーマの選択 (課題研究又は提案研究)
- ・応募者の考える本市の子育て支援の課題
- ・課題解決のために研究する先進地や先進事例
- ・研究方法 (視察・講師招聘・データ分析等)

(3) 事業スケジュール (様式 4)

(4) 業務実施体制図 (様式 5)

(5) 提案者の概要 (様式 6)

(6) 納税証明書

法人の場合は、法人及び代表者の証明書を添付すること。団体の場合は、代表者の納税証明書を添付すること。なお、納税証明書の添付はコピーおよび写真でも可とする。

(7) 活動実績書 (様式 7)

応募者のこれまでの子育て支援活動の実績が分かる資料。公式サイトや SNS アカウント

の提示でも可とする。

(8)見積書（様式8）

金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。積算根拠（例：人件費単価等）を具体的に示す内訳書を作成すること。

※「7 研究費（委託費）上限額」に示す額を超える金額の場合は欠格とする。

<提出方法>

電子メール（郵送及び持参は受け付けない）

送付先メールアドレス：wpm@city.amami.lg.jp

<メール送信時の留意事項>

- ・メールタイトルは「【調査業務】_研究提案書の提出について_応募者名」とすること。
- ・メールはHTML形式とする。
- ・メールは1回あたり5MBまでとする。提出データの容量が大きくなる場合は、メールを複数回に分けて送ることも可とする。ただし、その場合は何回に分けて送信するかを明確にするため、メールタイトルの頭に「○回目／△回」といった表記を加えること。

<提出するデータについて>

- ・提出はPDFデータにて提出することとし、ファイル名は「【調査業務】（書類の種類）_応募者名」とすること。
例）【調査業務】研究提案書_応募者名
- ・zipファイルは使用しないこと。

<提出期限>

令和8年8月14日（金） 17:00メール必着とする。

※研究提案書のメール提出確認後30分以内に、事務局から着信確認メールの返信を行う。

※ファイルサイズの超過やセキュリティ等の関係から、着信時にファイルが添付されないことがあっても、事務局は一切の責を負わない。

※着信確認や添付ファイル不備等によるメールの再送にかかる時間も、提出期限内に含める。

※研究提案書の提出を行う場合は、締切時間までに余裕を持った提出を推奨する。

<提出に係る留意事項>

- ・研究提案書提出期限後の申し込みは一切受け付けない。

<提出書類作成の留意事項>

- ・提出された書類の修正又は変更は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。

11 評価基準・評価方法等

<評価基準>

評価項目及び評価の視点については別紙「評価基準表」のとおりとする。

<審査の方法>

(1) 審査の方法

審査は書類審査及び面接とする。応募者が1者のみの場合においても審査を行う。

なお、提案資料や評点については公開しない。

また、審査のため、応募者に問い合わせ等を行うことがある。

(2) 審査結果

最審査結果については、全参加者に対して文書で通知する。

なお、最終選考の結果（採択者）については、奄美市ホームページにて公表する。

12 その他

(1) 提案に関する必要経費は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、応募者に無断で本件以外に使用しない。

(3) 審査において、提案された研究費以下の金額での採択となることがある。

13 提出先及び事務局

本事業に関する書類等の提出先及び事務局は以下のとおり。

奄美市保健福祉部重点政策推進監

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号

担当：中田（なかだ）

メール wpm@city.amami.lg.jp

以上